

令和8年第2回（2月招集）袖ヶ浦市議会定例会議案

袖 ヶ 浦 市

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 1 号	袖ヶ浦市庁舎整備基金条例を廃止する条例の制定について	5
議案第 2 号	袖ヶ浦市高額療養費貸付基金条例を廃止する条例の制定について	7
議案第 3 号	袖ヶ浦市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について	9
議案第 4 号	袖ヶ浦市袖ヶ浦駅北側整備基金条例を廃止する条例の制定について	1 1
議案第 5 号	袖ヶ浦市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	1 3
議案第 6 号	袖ヶ浦市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	1 6
議案第 7 号	袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2 2
議案第 8 号	袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2 6
議案第 9 号	袖ヶ浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	2 8
議案第 1 0 号	袖ヶ浦市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	3 4
議案第 1 1 号	袖ヶ浦市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	3 7
議案第 1 2 号	袖ヶ浦市農業集落排水処理施設条例及び袖ヶ浦市農業集落排水処理施設のうち流末を公共下水道へ接続する区域の管理条例の一部を改正する条例の制定について	4 1
議案第 1 3 号	市道路線の変更について	4 6
議案第 1 4 号	市道路線の認定について	4 8
議案第 1 5 号	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する特定事業に係る契約の変更について（第 2 期君津地域広域廃棄物処理事業）	5 0
議案第 1 6 号	令和 7 年度袖ヶ浦市一般会計補正予算（第 8 号）	別冊
議案第 1 7 号	令和 7 年度袖ヶ浦市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 1 8 号	令和 7 年度袖ヶ浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	別冊

議案番号	件 名	頁
議案第 1 9 号	令和 7 年度袖ヶ浦市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 2 0 号	令和 7 年度袖ヶ浦市下水道事業会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 2 1 号	令和 8 年度袖ヶ浦市一般会計予算	別冊
議案第 2 2 号	令和 8 年度袖ヶ浦市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 2 3 号	令和 8 年度袖ヶ浦市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 2 4 号	令和 8 年度袖ヶ浦市介護保険特別会計予算	別冊
議案第 2 5 号	令和 8 年度袖ヶ浦市下水道事業会計予算	別冊
議案第 2 6 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度袖ヶ浦市一般会計補正予算（第 7 号））	5 1
報告第 1 号	袖ヶ浦市新型インフルエンザ等対策行動計画の変更の報告について	5 6
報告第 2 号	専決処分の報告について	5 7

議案第1号

袖ヶ浦市庁舎整備基金条例を廃止する条例の制定について
袖ヶ浦市庁舎整備基金条例を廃止する条例を別紙のように制定する。

令和8年2月17日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智 浩

提案理由

袖ヶ浦市庁舎整備工事の完了に伴い、所期の目的を達成したことから、
条例を廃止しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市庁舎整備基金条例を廃止する条例

袖ヶ浦市庁舎整備基金条例（平成28年条例第3号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2 号

袖ヶ浦市高額療養費貸付基金条例を廃止する条例の制定について

袖ヶ浦市高額療養費貸付基金条例を廃止する条例を別紙のように制定する。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

高額療養費の現物給付化により、長期間にわたり貸付の実績がないことから、条例を廃止しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市高額療養費貸付基金条例を廃止する条例

袖ヶ浦市高額療養費貸付基金条例（昭和54年条例第5号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 3 号

袖ヶ浦市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について

袖ヶ浦市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例を別紙のように制定する。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

出産育児一時金の直接支払制度等が充実したことにより、長期間にわたり貸付の実績がないことから、条例を廃止しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例

袖ヶ浦市国民健康保険出産費資金貸付基金条例（平成14年条例第5号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 4 号

袖ヶ浦市袖ヶ浦駅北側整備基金条例を廃止する条例の制定に
ついて

袖ヶ浦市袖ヶ浦駅北側整備基金条例を廃止する条例を別紙のように制定
する。

令和 8 年 2 月 1 7 日 提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

袖ヶ浦都市計画事業袖ヶ浦駅海側特定土地区画整理事業及びこれに関連
する事業がおおむね完了したことに伴い、所期の目的を達成したことから、
条例を廃止しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市袖ヶ浦駅北側整備基金条例を廃止する条例

袖ヶ浦市袖ヶ浦駅北側整備基金条例（平成13年条例第9号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

袖ヶ浦市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
袖ヶ浦市行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 8 年 2 月 1 7 日 提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 6 3 号）により行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）が改正されることに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市行政手続条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市行政手続条例（平成8年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」の次に「及び第4項」を、「同条第3項」の次に「及び第4項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「当該掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、当該掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に改め、「同項各号」とあるのは「同条各号」とを削り、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の袖ヶ浦市行政手続条例（以下この項において「新条例」という。）第15条第3項及び第4項（これらの規定を新条例第22条第3項（新条例第25条後段において準用する場合を含む。）及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第6号

袖ヶ浦市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
袖ヶ浦市情報公開条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和8年2月17日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

提案理由

条例が掲げる目的を堅持し、市民一人ひとりが情報公開制度を公平かつ円滑に利用できる環境を将来にわたって維持するため、制度の見直しを図る必要があることから、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市情報公開条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市情報公開条例（平成11年条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4条」を「第4条の2」に改める。

第2条第3号中「若しくは」を「又は」に、「供し、又は」を「供すること、」に改め、「こと」の次に「その他規則で定める方法により行う開示」を加え、同号ただし書を削る。

第4条の次に次の1条を加える。

（公開請求権の濫用禁止）

第4条の2 この条例に基づく公文書の公開を請求する権利は、これを濫用してはならない。

2 実施機関は、前項に規定する公文書の公開を請求する権利の濫用に当たる請求があったと認めるときは、当該請求を却下することができる。

第9条に次のただし書を加える。

ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

第15条を次のように改める。

（公開請求に係る手数料等）

第15条 公開請求をする者又は公文書の公開を受けようとする者は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、規則で定める方法により、それぞれ当該各号に定める額の手数を納付しなければならない。この場合において、複数の実施機関に対する一括した請求は、実施機関ごとに1件の請求があったものとみなす。

(1) 公開請求に係る手数料（以下「公開請求手数料」という。） 公開請求に係る公文書1件（決裁、供覧等の手続を一にするものをいう。以下同じ。）当たり200円

(2) 公開の実施に係る手数料（以下「公開実施手数料」という。）

公開を受ける公文書1件につき、別表の左欄に掲げる公文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる公開の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（複数の実施の方法により公開を受ける場合にあつては、その合算額。以下この号において「基本額」という。）から前号に定める額に相当する額を減じた額。ただし、基本額が前号に定める額に相当する額を超えないときの公開実施手数料は無料とする。

2 公開請求者が次のいずれにも該当する複数の公文書の公開請求を一の公開請求書によって行うときは、当該複数の公文書を1件の公文書とみなす。

(1) 同一の簿冊等にまとめられた複数の公文書

(2) 相互に密接な関連を有すると実施機関が認めた複数の公文書

3 公開請求手数料は公開請求書を提出する時に、公開実施手数料は当該額について通知を受けた日（第5項の規定により公開実施手数料が免除された場合は、この免除の決定を受けた日）から1月以内又は公開の実施を受ける日のいずれか早い日までに納付しなければならない。ただし、当該日までに公開実施手数料を納付をすることができないことにつき正当な理由があるときは実施機関が別に定める日までに納付するものとし、納付後に公文書の公開を行うものとする。

4 既に納入された公開請求手数料及び公開実施手数料は、返還しない。ただし、公開請求者の責めに帰することができない事由その他実施機関が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

5 実施機関は、公開請求者が経済的困難その他の規則で定める特別の理由により公開実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、公開を受ける公文書1件につき2,000円を限度として、公開実施手数料を免除することができる。

6 公開請求者は、公開決定に基づく公文書の公開を受ける場合においては、送付に要する費用を納付して、当該公文書の写し等の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、規則で定

める方法により前納しなければならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第15条関係）

公文書の種別	公開の実施の方法	公開実施手数料の基礎となる額	
1 文書、図画又は写真	閲覧	100枚までごとに100円	
	写しの交付	モノクローム	日本産業規格A列3番以内の用紙1枚につき10円
		カラー	日本産業規格A列3番以内の用紙1枚につき50円
2 フィルム	用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとに100円	
	用紙に出力したものの交付	モノクローム	日本産業規格A列3番以内の用紙1枚につき10円
3 電磁的記録（4に該当するものを除く）	用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとに100円	
	用紙に出力したものの交付	モノクローム	日本産業規格A列3番以内

			の用紙 1 枚につき 1 0 円
		カラー	日本産業規格 A 列 3 番以内の用紙 1 枚につき 5 0 円
	光ディスクに複写したものの交付	1 枚につき 1 0 0 円に 1 ファイルごとに 2 1 0 円を加えた額	
	機器により再生したものの視聴	1 ファイルにつき 4 1 0 円	
4 録音テープ又は録画テープ	機器により再生したものの視聴	1 巻につき 2 9 0 円	

備考

- 1 用紙の両面に複写するときは、片面を 1 枚として金額を算定する。
- 2 文書、図画若しくは写真の写し又はフィルム若しくは電磁的記録を用紙に出力したものの写しを交付する場合において、日本産業規格 A 列 3 番を超える規格の用紙を使用するときは、A 列 3 番の用紙を用いた場合の枚数に換算して金額を算定する。
- 3 電磁的記録を公開する場合において、この表に掲げる公開の方法及び金額により難しいときは、規則で定めるところにより公開実施手数料を徴収する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の次に

1 条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の袖ヶ浦市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日以後にされた公開請求について適用し、同日前にされた公開請求については、なお従前の例による。

議案第7号

袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のように制定する。

令和8年2月17日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智 浩

提案理由

人事院及び千葉県人事委員会の給与改定勧告を踏まえ、職員に係る通勤
手当の改定等を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例

袖ヶ浦市一般職の職員の給与に関する条例（昭和46年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号中「及び次項」を「から第3項まで」に改め、同条第2項第1号中「市長の」を削り、同項第2号中「1箇月当たり」を「1箇月当たり」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に、「事情」を「実情」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自転車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。以下この項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 1箇月につき5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
別表第3を次のように改める。

別表第3（第14条関係）

片道の使用距離	額
2キロメートル以上4キロメートル未満	2,000円
4キロメートル以上6キロメートル未満	4,240円
6キロメートル以上8キロメートル未満	5,270円

8キロメートル以上10キロメートル未満	6,300円
10キロメートル以上12キロメートル未満	7,340円
12キロメートル以上14キロメートル未満	8,650円
14キロメートル以上16キロメートル未満	9,980円
16キロメートル以上18キロメートル未満	11,310円
18キロメートル以上20キロメートル未満	12,640円
20キロメートル以上22キロメートル未満	13,960円
22キロメートル以上24キロメートル未満	15,240円
24キロメートル以上26キロメートル未満	16,510円
26キロメートル以上28キロメートル未満	17,780円
28キロメートル以上30キロメートル未満	19,050円
30キロメートル以上32キロメートル未満	20,320円
32キロメートル以上34キロメートル未満	21,520円
34キロメートル以上36キロメートル未満	22,720円
36キロメートル以上38キロメートル未満	23,910円
38キロメートル以上40キロメートル未満	25,100円
40キロメートル以上42キロメートル未満	26,290円
42キロメートル以上	27,480円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(袖ヶ浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 袖ヶ浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「及び第3項」を「から第4項まで」に改める。

議案第 8 号

袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務の状況と社会情勢を踏まえ、
学校医等の報酬水準の見直しを図るため、条例の一部を改正しようとする
ものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表中	「 113,000 （加算額）担当 する児童生徒数 に100を乗じ て得た額	を	「 125,000 （加算額）担当 する児童生徒数 に100を乗じ て得た額	に改める。
	113,000 （加算額）担当 する児童生徒数 に100を乗じ て得た額		125,000 （加算額）担当 する児童生徒数 に100を乗じ て得た額	
	77,500		85,000	
	」		」	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 9 号

袖ヶ浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
袖ヶ浦市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 8 年 2 月 1 7 日 提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

令和 7 年度税制改正により生じる一部の第 1 号被保険者の介護保険料への影響を抑えるため、介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号）の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市介護保険条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市介護保険条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第11条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において袖ヶ浦市に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において袖ヶ浦市に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により袖ヶ浦市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万円以上65万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、

同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)とする。

- 2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が65万円以上161万9千円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれ

ている者（同年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。））」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。））」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第12条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する

世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されているものとみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において袖ヶ浦市に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において袖ヶ浦市に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により袖ヶ浦市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていないものであって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万円以上65万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万円以上161万9千円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であつて、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万円以上65万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める

基準に従い袖ヶ浦市税条例（平成5年条例第1号）第24条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万円以上161万9千円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める

基準に従い袖ヶ浦市税条例第24条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める

基準に従い袖ヶ浦市税条例第24条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第10号

袖ヶ浦市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
袖ヶ浦市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和8年2月17日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智 浩

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の一部が改正され、簡易サウナ設備に必要な技術基準が規定されたことなどに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市火災予防条例の一部を改正する条例

袖ヶ浦市火災予防条例（昭和46年条例第80号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
 - (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。
- 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の

基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「感震ブレーカー」を加える。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

議案第 1 1 号

袖ヶ浦市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
袖ヶ浦市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

提案理由

公共下水道事業の経営基盤を強化し、持続可能なものとするを目的に下水道使用料金の改定を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市下水道条例の一部を改正する条例

第1条 袖ヶ浦市下水道条例（昭和58年条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第17条関係）

区分	使用料		
一般 汚水	基本使用料 （2月につ き）	従量使用料（2月につき）	
		汚水排除量	使用料（1立方メ ートルにつき）
	2, 184 円60銭	20立方メートルまでの分	5円50銭
		20立方メートルを超え40 立方メートルまでの分	132円
		40立方メートルを超え60 立方メートルまでの分	157円30銭
		60立方メートルを超え10 0立方メートルまでの分	185円90銭
		100立方メートルを超え3 00立方メートルまでの分	204円60銭
		300立方メートルを超え5 00立方メートルまでの分	224円40銭
		500立方メートルを超える 分	244円20銭
臨時 汚水	1立方メートルにつき217円80銭		

第2条 袖ヶ浦市下水道条例の一部を次のように改正する。

別表第1一般汚水の項中「2, 184円60銭」を「2, 211円」

に、「5円50銭」を「11円」に、「132円」を「137円50銭」に、「157円30銭」を「165円」に、「185円90銭」を「198円」に、「204円60銭」を「220円」に、「224円40銭」を「242円」に、「244円20銭」を「264円」に改め、同表臨時汚水の項中「217円80銭」を「231円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は令和8年10月1日から、第2条の規定は令和10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の袖ヶ浦市下水道条例別表第1の規定は、令和8年10月1日以後の使用に係る使用料の算定から適用し、同日前の使用に係る使用料の算定については、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、令和8年10月1日以後に徴収する使用料のうちその算定の基礎となる排除した汚水の量に係る公共下水道の使用期間が同日前から引き続けているものについては、当該使用期間において各日均等に公共下水道に汚水を排除したものとみなして、日割によって計算する。
- 4 第2条の規定による改正後の袖ヶ浦市下水道条例別表第1の規定は、令和10年4月1日以後の使用に係る使用料の算定から適用し、同日前の使用に係る使用料の算定については、第1条の規定による改正後の袖ヶ浦市下水道条例別表第1の規定の例による。
- 5 前項の場合において、令和10年4月1日以後に徴収する使用料のうちその算定の基礎となる排除した汚水の量に係る公共下水道の使用期間が同日前から引き続けているものについては、当該使用期間において各日均等に公共下水道に汚水を排除したものとみなして、日割によって計算する。
- 6 第3項及び前項の規定により算定した使用料の額に1円未満の端数が

あるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

議案第12号

袖ヶ浦市農業集落排水処理施設条例及び袖ヶ浦市農業集落排水処理施設のうち流末を公共下水道へ接続する区域の管理条例の一部を改正する条例の制定について

袖ヶ浦市農業集落排水処理施設条例及び袖ヶ浦市農業集落排水処理施設のうち流末を公共下水道へ接続する区域の管理条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和8年2月17日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智 浩

提案理由

農業集落排水事業の経営基盤を強化し、持続可能なものとするを目的に農業集落排水処理施設使用料金の改定を行うため、関係する条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第 号

袖ヶ浦市農業集落排水処理施設条例及び袖ヶ浦市農業集落排水処理施設のうち流末を公共下水道へ接続する区域の管理条例の一部を改正する条例

(袖ヶ浦市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第1条 袖ヶ浦市農業集落排水処理施設条例(平成9年条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第18条関係)

区分	使用料		
一般 汚水	基本使用料 (2月につき)	従量使用料(2月につき)	
		汚水排除量	使用料(1立方メートルにつき)
	2,184 円60銭	20立方メートルまでの分	5円50銭
		20立方メートルを超え40立方メートルまでの分	132円
		40立方メートルを超え60立方メートルまでの分	157円30銭
		60立方メートルを超え100立方メートルまでの分	185円90銭
		100立方メートルを超え300立方メートルまでの分	204円60銭
		300立方メートルを超え500立方メートルまでの分	224円40銭
		500立方メートルを超える分	244円20銭
臨時	1立方メートルにつき217円80銭		

汚水

第2条 袖ヶ浦市農業集落排水処理施設条例の一部を次のように改正する。

別表第2一般汚水の項中「2, 184円60銭」を「2, 211円」に、「5円50銭」を「11円」に、「132円」を「137円50銭」に、「157円30銭」を「165円」に、「185円90銭」を「198円」に、「204円60銭」を「220円」に、「224円40銭」を「242円」に、「244円20銭」を「264円」に改め、同表臨時汚水の項中「217円80銭」を「231円」に改める。

(袖ヶ浦市農業集落排水処理施設のうち流末を公共下水道へ接続する区域の管理条例の一部改正)

第3条 袖ヶ浦市農業集落排水処理施設のうち流末を公共下水道へ接続する区域の管理条例(平成14年条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第17条関係)

区分	使用料		
一般 汚水	基本使用料 (2月につき)	従量使用料(2月につき)	
		汚水排除量	使用料(1立方メートルにつき)
	2, 184 円60銭	20立方メートルまでの分	5円50銭
		20立方メートルを超え40立方メートルまでの分	132円
		40立方メートルを超え60立方メートルまでの分	157円30銭
		60立方メートルを超え100立方メートルまでの分	185円90銭
		100立方メートルを超え3	204円60銭

		00立方メートルまでの分	
		300立方メートルを超え500立方メートルまでの分	224円40銭
		500立方メートルを超える分	244円20銭
臨時 汚水	1立方メートルにつき217円80銭		

第4条 袖ヶ浦市農業集落排水処理施設のうち流末を公共下水道へ接続する区域の管理条例の一部を次のように改正する。

別表第2一般汚水の項中「2, 184円60銭」を「2, 211円」に、「5円50銭」を「11円」に、「132円」を「137円50銭」に、「157円30銭」を「165円」に、「185円90銭」を「198円」に、「204円60銭」を「220円」に、「224円40銭」を「242円」に、「244円20銭」を「264円」に改め、同表臨時汚水の項中「217円80銭」を「231円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条及び第3条の規定は令和8年10月1日から、第2条及び第4条の規定は令和10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の袖ヶ浦市農業集落排水処理施設条例別表第2の規定及び第3条の規定による改正後の袖ヶ浦市農業集落排水処理施設のうち流末を公共下水道へ接続する区域の管理条例別表第2の規定は、令和8年10月1日以後の使用に係る使用料の算定から適用し、同日前の使用に係る使用料の算定については、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、令和8年10月1日以後に徴収する使用料のうちその算定の基礎となる排除した汚水の量に係る農業集落排水処理施設の使用期間が同日前から引き続いているものについては、当該使用期間

において各日均等に農業集落排水処理施設に汚水を排除したものとみなして、日割によって計算する。

- 4 第2条の規定による改正後の袖ヶ浦市農業集落排水処理施設条例別表第2の規定は、令和10年4月1日以後の使用に係る算定から適用し、同日前の使用に係る使用料の算定については、第1条の規定による改正後の袖ヶ浦市農業集落排水処理施設条例別表第2の規定の例による。
- 5 第4条の規定による改正後の袖ヶ浦市農業集落排水処理施設のうち流末を公共下水道へ接続する区域の管理条例別表第2の規定は、令和10年4月1日以後の使用に係る算定から適用し、同日前の使用に係る使用料の算定については、第3条の規定による改正後の袖ヶ浦市農業集落排水処理施設のうち流末を公共下水道へ接続する区域の管理条例別表第2の規定の例による。
- 6 前2項の場合において、令和10年4月1日以後に徴収する使用料のうちその算定の基礎となる排除した汚水の量に係る農業集落排水処理施設の使用期間が同日前から引き続いているものについては、当該使用期間において各日均等に農業集落排水処理施設に汚水を排除したものとみなして、日割によって計算する。
- 7 第3項及び前項の規定により算定した使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

議案第 13 号

市道路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定により、市道路線を別紙のように変更する。

令和 8 年 2 月 17 日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智 浩

提案理由

市道奈良輪 43 号線に続く道路が宅地開発事業により築造されたため、当該市道の終点を変更することについて、道路法第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

変 更 調 書

(変更路線一覧)

路 線 名	変更	起 点 (地先)
		終 点 (地先)
奈良輪43号線	新	奈良輪字宮田356番11
		奈良輪字宮田349番10
	旧	奈良輪字宮田356番11
		奈良輪字宮田351番5

議案第 14 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、市道路線を別紙のように認定する。

令和 8 年 2 月 17 日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

提案理由

宅地開発事業により築造された道路を市道路線として認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

認 定 調 書

(認定路線一覧)

路 線 名	起 点 (地先)
	終 点 (地先)
奈良輪50号線	奈良輪字三ヶ所原1694番13
	奈良輪字三ヶ所原1694番7
奈良輪51号線	奈良輪字宮田385番3
	奈良輪字宮田378番4

議案第 15 号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する
法律に規定する特定事業に係る契約の変更について

市は、令和 3 年第 2 回（2 月招集）議会定例会議案第 10 号において、
議決を得た契約を次のとおり変更する。

令和 8 年 2 月 17 日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩
記

- | | |
|------------|---|
| 1 原契約の名称 | 第 2 期君津地域広域廃棄物処理事業 |
| 2 原契約の相手方 | 富津市新富 21 番 3
株式会社上総安房クリーンシステム
代表取締役 高島 豪 |
| 3 変更後の契約金額 | 90,147,689,900 円（消費税及
び地方消費税込み）

（今回変更による増額 7,501,950,900 円） |

提案理由

第 2 期君津地域広域廃棄物処理事業について、原契約の相手方より申出
のあった賃金及び物価等の上昇を原因としたサービス対価の変更請求等に
基づき、特定事業に係る契約の変更契約を締結するに当たり、民間資金等
の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第
117 号）第 12 条及び袖ヶ浦市議会の議決に付すべき契約及び財産の取
得又は処分に関する条例（昭和 46 年条例第 34 号）第 2 条の規定により、
議会の議決を求めるものである。

議案第 26 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 8 年 2 月 17 日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

提案理由

令和 8 年 2 月 8 日の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要するための経費について、予算の補正が必要となり、特に緊急を要したため令和 8 年 1 月 16 日に専決処分したものである。

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、次のとおり専決処分する。

記

専決第1号

令和7年度袖ヶ浦市一般会計補正予算(第7号)

(別紙のとおり)

令和8年1月16日

袖ヶ浦市長 粕谷 智 浩

専決第 1 号

令和 7 年度袖ヶ浦市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 7 年度袖ヶ浦市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 8, 1 9 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 2, 5 0 6, 6 7 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 1 月 1 6 日

袖ヶ浦市長 粕 谷 智 浩

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 県 支 出 金		2,538,703	37,146	2,575,849
	3 県 委 託 金	187,763	37,146	224,909
20 繰 入 金		1,123,416	1,049	1,124,465
	2 基 金 繰 入 金	1,095,522	1,049	1,096,571
歳 入	合 計	32,468,476	38,195	32,506,671

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,223,932	38,195	4,262,127
	4 選挙費	81,266	38,195	119,461
歳出	合計	32,468,476	38,195	32,506,671

報告第 1 号

袖ヶ浦市新型インフルエンザ等対策行動計画の変更の報告に
ついて

袖ヶ浦市新型インフルエンザ等対策行動計画を変更したので、新型イン
フルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 8 条第 8 項の
規定において準用する同条第 6 項の規定により報告する。

令和 8 年 2 月 17 日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月17日提出

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

記

専決第2号

袖ヶ浦市三黒669番地先（市道永地寺ノ越線）で発生した車両物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について

- 1 事故発生日 令和5年6月17日
- 2 事故発生場所 袖ヶ浦市三黒669番地先（市道永地寺ノ越線）
- 3 事故の相手方 法人
- 4 市の損害賠償額 259,105円
- 5 相手方の損害賠償額 なし
- 6 賠償の理由 令和5年6月17日午前10時30分頃、袖ヶ浦市三黒669番地先（市道永地寺ノ越線）において、相手方車両が当該箇所を通過する際、道路陥没により、車両の左前輪に損傷を与えた。
この事故については、双方に過失があるので、上記金額を賠償し和解する。袖ヶ浦市及び法人は、このほかの請求権を放棄する。

令和8年2月5日

袖ヶ浦市長 粕谷 智 浩

